

表 1

新任教育の教育時間数

警備員の区分		教育区分	基本教育	業務別教育	実地教育の上限
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)			20時間以上		実施する業務別教育 の1/2の教育時間数 (上限5時間)
警備業務1級 検定の合格証明 書の交付を受け ている者	当該検定業務に就く場合		免除	免除	—
	当該検定業務以外に就く場合		免除	10時間以上	5時間
		当該警備業務経験者		免除	3時間以上
警備業務2級 検定の合格証明 書の交付を受け ている者	当該検定業務に就く場合		免除	免除	—
	当該検定業務以外に就く場合		免除	10時間以上	5時間
		当該警備業務経験者		免除	3時間以上
指導教育責任者 資格者証の交付 を受けている者	当該警備業務に就く場合		免除	免除	—
	当該警備業務以外に就く場合		免除	10時間以上	5時間
		当該警備業務経験者		免除	3時間以上
機械警備業務管 理者資格者証の 交付を受けてい る者	当該警備業務に就く場合		10時間以上	免除	—
	当該警備業務経験		3時間以上	免除	—
	元警察官		3時間以上	免除	—
警備業務経験者 (※1)	当該警備業務に就く場合		7時間以上		実施する業務別教育 の1/2の教育時間数 (上限2時間)
	当該警備業務以外に就く場合		13時間以上		実施する業務別教育 の1/2の教育時間数 (上限5時間)
元警察官(※2)			13時間以上		実施する業務別教育 の1/2の教育時間数 (上限5時間)

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員